

産業統計部会専門委員より提出された意見に対する回答について

○井出専門委員より提出されたご意見に対する回答

1 調査票の業種の記載について

前回の委員会でも委員からご意見がありましたが、現在は主な 2 業種（の番号）を記載させる形式になっています。これに加えてこれら 2 業種の売上高に占める割合を記載していただくことはできないでしょうか。

多くの企業が多数の業種を登録しているため、建設業の供給過剰構造などの構造改革を検討する場合に、対象になる主な供給業者を把握することが容易になるのではないのでしょうか。

ただし、今回は難しいと言うことであれば、次回に向けて検討頂きたいと存じます。

2 行政記録情報の活用について

審査メモのご指摘の通り、許可業者の提出される書類には調査項目と関連する項目が含まれております。

(1) 新設・維持修繕の項目

資料 5-7 の P.1 にあるように、新設・維持修繕に関する情報を把握することができません。

維持修繕については、社会資本整備審議会における計画部会においても、重点項目として特に重視すべきことが従前から強く指摘されてきております。

近年では、維持修繕工事が全体の 30% を超えることも多く、国民の安全と財政支出の観点からも計画的なインフラ整備に不可欠の項目になっているため、現段階での項目削減をすべきでないと考えます。

(2) 施工都道府県別情報

同様に、都道府県別情報は極めて重要と考えます。地方分権や地域経済の活性化を考える時、地域のインフラ整備は重要です。

建築物は、その種類はもちろんのこと、設置されている地域によっても耐用年数がかなり異なると指摘されており、一律の全国値では適切な管理はできません。

また地域の重要な雇用の受け皿である建設業の産業構造を改革すべきことは言うまでもありません。許可情報だけで不十分な現段階では、慎重に検討すべきと考えます。

※ 将来的には、許可情報の当初からの電子化をすすめて調査に活用すべきと考えます。活用のためには、まず許可情報の電子化を進め、電子化された情報と現在の調査結果を照合してその課題を検討した上で、項目の整理統合をすすめることが適当

と思われます。電子化は閲覧の利便性も高めるとされます。

是非この機会に、許可情報のさらなる整備と電子化を国交省で長期的観点から検討頂ければ幸いです。

(回答)

1 調査票の業種の記載について

新たな調査事項として、主な2業種に係る売上高に占める割合を追加することは、建設業の供給構造を把握する上で意義が大きいものの、回答される建設業者の負担にも配慮する必要があり、建設業界の意向を踏まえた検討が不可欠であることから、今回の見直しに係る調査事項として追加することは難しいと考えており、次回の見直しに係る検討事項とさせていただきたい。

2 行政記録情報の活用について

ご指摘のとおり、建設業許可に係る行政記録情報によって調査事項すべてを代替することはできないことに加え、現状では直ちに許可情報を電子化することは困難なことから、今回の調査事項の見直しにおいて、調査事項を再整理することは見送ることとさせていただきたい。なお、施工調査に係る様々な検証を行う場合、許可情報は有効な情報であることから、建設業法上の必要性や財政状況等にも配慮しながら、当該担当部局との意見交換を行って参りたい。

○馬場専門委員より提出されたご意見に対する回答

10年前の前の答申から今までの状況を勘案すると、検討のみを課題とした場合、これまでと同様にあまり検証がなされずに期間のみが経過してしまうことが考えられるため、検討に一定の期限を設けた方がいいのではないかと。

具体的には、今回の改正の影響の検討ができ、次の調査の改定が検討できるタイミングとして、平成24年度の調査結果が利用でき、かつ、検討結果を活かすことができる最も早い調査を目処にするというのも一つの考えであろう。

(回答)

今回の建設工事統計調査の見直し後の検証に当たっては、施工調査及び動態調査のデータのほか、経済センサスのデータを用いて、経年変化も踏まえた分析が必要であるとされており、その際には、抽出方法等を見直した後の調査データを分析することが必要不可欠であるが、見直し前の調査データとの比較分析も含めて検証して参りたい。しかしながら、見直し後の初年度調査結果が活用できる時期は、施工調査については平成25年3月以降、動態調査については平成26年5月以降となり、また、経済センサスのデ

ータについては、平成 25 年夏以降となることから、まずは平成 26 年度中に初年度分の
 検証を行うこととし、必要に応じて、その後の調査データも活用しながら、引き続き検
 証を行って参りたい（検証等に係る工程表は下記のとおり）。

施工調査、動態調査における業種別抽出方法及び標本設計の検証等に係る工程表

平成 24 年度～26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○直近の施工調査等のデータに基づく検証 ○検証のための研究会の設置、審議
<p>上記検証の結果、施工調査等の抽出方法又は標本設計の見直しが必要と判断された場合 は以下の工程のとおり</p>	
平成 27 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○施工調査等の抽出方法・標本設計の検討、改善案等の作成、 改善案についての関係団体への説明等（研究会での審議検討）
平成 28 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○総務省での審査 ○統計委員会での審議 ○改善案に対応するシステム改修、地方自治体への説明
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○見直し後の抽出方法・標本設計による調査の実施